

②

地域包括支援センターの包括的支援事業の  
実施にかかる方針（案）

平成24年6月

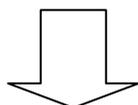
大阪市 福祉局 高齢福祉課

## 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施にかかる方針（案）

平成24年4月1日の介護報酬改定並びに介護保険法改正及び基準改正等に  
伴い、平成24年3月30日付けで厚生労働省通知の一部改正がなされ、平成  
24年4月1日から施行となっている。

一部改正された通知（別紙1参照）に「地域包括支援センターの設置運営に  
ついて」（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第101  
8001号・老老発第1018001号）の中の、市町村の責務

- 市町村は、包括的支援事業をセンターに委託する場合は、委託先に対して、  
当該包括的支援事業の実施に係る方針を示さなければならない
- その際、市町村が事務局となって設置されている地域包括支援センター運営  
協議会の議を経なければならない



### 大阪市における包括的支援事業の実施に係る方針

1. 包括的支援事業を委託する際に提示している「評価項目（別紙  
2）」
2. 当該年の重点評価事業を設定し、より専門性を評価する「応用  
評価項目（別紙3）」

#### 【参考】

※平成23年度の第2回評価部会、第4回大阪市地域包括支援センター運営協議会にお  
いて、新たに当該年の重点評価事業を設定し、より専門性を評価する「応用評価項目」  
を設けることとした。その概要は次のとおりである。

重点評価事業は、「地域ネットワーク構築」とする。評価項目の主な内容は、

- 「地域ケア会議」の充実・機能強化
  - 担当圏域における高齢者課題の計画的な状況把握
  - 高齢者課題解決にむけて関係機関をまきこんでの計画的な取組みの実施
  - これらのネットワーク構築の取組みについての関係機関への報告の実施
- としている。同時に、評価の結果を反映した事業計画を作成することとし、「改善取組  
み計画」を年度当初に作成し、年度末にその振り返りの自己評価を実施するというP  
DCAサイクルを導入することとした。